

令和 5 年第 2 回湧別町議会

定 例 会 会 議 錄

令和5年第2回湧別町議会定例会会議（第1日）

令和5年6月20日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斎藤健悟、住民税務課長 細川徳之、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聰、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聰、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 西海谷巧、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、出納課出納グループ主幹 吉松智弘、福

祉課湧別庁舎窓ログループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、水産林務課水産林務グループ主幹 青山賢治、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 大口貢、教育総務課参事 濱谷順、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宮戸和幸、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y館長 中島一之、農業委員会会长 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 蔡悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 蔡悟志

会議に付した事件

別紙日程表に記載のとおり

令和5年第2回湧別町議会定例会

議事日程（第1日）

令和5年6月20日

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5 報告第 1号	令和4年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第 6	一般質問
日程第 7 議案第 1号	湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 2号	令和5年度湧別町一般会計補正予算
日程第 9 議案第 3号	令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予算
日程第 10 議案第 4号	湧別町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 5号	湧別地区義務教育学校体育館増築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
日程第 12 議案第 6号	上湧別地区義務教育学校校舎増築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
日程第 13 議案第 7号	上湧別地区義務教育学校校舎増築工事（電気設備工事）請負契約の締結について
日程第 14 議案第 8号	上湧別地区義務教育学校校舎増築工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第 15 議案第 9号	公営住宅新築工事（花園団地）請負契約の締結について
日程第 16 議案第 10号	公営住宅新築工事（緑町団地）請負契約の締結について
日程第 17 議案第 11号	芭露第2牧場道路改良工事請負契約の締結について
日程第 18 議案第 12号	財産の取得について
日程第 19 議案第 13号	財産の取得について
日程第 20 議案第 14号	湧別町の区域内に新たに生じた土地の確認について
日程第 21 議案第 15号	湧別町の字の区域の変更について

日程第 2 2	同意第 1 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	同意第 2 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 4	同意第 3 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 5	同意第 4 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	同意第 5 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	同意第 6 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 7 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 2 9	同意第 8 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 9 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 1	同意第 10 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 2	同意第 11 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 12 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 13 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 14 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 15 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 16 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 17 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 18 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 19 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 20 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 21 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 3	同意第 22 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 4	同意第 23 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 5	同意第 24 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 6	同意第 25 号	湧別町農業委員会委員の任命について
日程第 4 7		新庁舎建設に係る調査特別委員会調査中間報告
日程第 4 8	意見書案第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業 ・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 4 9	承 認	議員の派遣について
日程第 5 0	承 認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開会宣言(10:00)

○議長 ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和5年第2回湧別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付しております日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、下田君、6番、酒井君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

7番、脇坂君。

(議会運営委員長結果報告)

○議長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から6月21日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月21日までの2日間とすることに決意いたしました。

日程第3、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今定例会に提出されております案件は、町長提出といたしまして報告1件、条例2件、予算2件、契約締結7件、財産取得2件、同意25件、その他2件であります。

また、議会側からといたしましては、報告1件、意見書案1件、承認2件であります。

次に、議案等説明員の関係でありますが、今定例会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、監査委員から4月分及び5月分の例月出納検査について異常がない旨、議長に報告書が提出されております。

次に、去る5月11日の令和5年第3回町議会臨時議会終了後から本日までの議会及び委員会活動についてご報告いたします。

5月12日、文化センターTOMにおいて湧別町商工会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

5月18日、第2回新庁舎建設に係る調査特別委員会が開催されました。

5月22日、清里町においてオホーツク町村議會議長会役員会及び定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

5月23日、東京都において全国町村議長会議長・副議長研修会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

同日、網走市において高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

5月25日、雄武町において遠紋地区市町村議會議長会総会及び議長・副議長・事務局長合同研修会が開催され、これに議長及び副議長が出席いたしております。

5月26日、網走市においてオホーツク圏活性化期成会総会及びオホーツク圏活性化期成会石北本線・釧網本線合同部会が開催され、これに議長が出席いたしております。

同日、地域活動支援センターポレポレゆうべつにおいて特定非営利活動法人ポレポレゆうべつ総会が開催され、これに副議長が出席いたしております。

5月29日、上湧別神社において上湧別開拓招魂祭が執り行われ、これに議長が出席いたしております。

5月30日、総務厚生常任委員会が開催されました。

6月1日、第3回新庁舎建設に係る調査特別委員会が開催されました。

6月2日、遠軽町においてえんゆう哺育育成センター竣工式及び完成披露会が執り行われ、これに議長が出席いたしております。

6月3日、札幌市において札幌湧別会総会が開催され、これに議長及び産業文教常任委員長が出席いたしております。

6月5日、北見市常呂町においてサロマ湖開発期成会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

6月6日、産業文教常任委員会が開催されました。

6月11日、かみゆうべつチューリップ公園駐車場において湧別町消防団春季消防演習が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

6月13日、網走市において遠軽地区総合開発期成会要望活動が行われ、これに議長が出席いたしております。

同日、第4回新庁舎建設に係る調査特別委員会が開催されました。

6月14日、議会運営委員会が開催されました。

同日、北見市においてオホーツク圏活性化期成会石北本線部会・上川地方総合開発期成会石北本線合同会議が開催され、これに議長が出席いたしております

す。

6月15日、札幌市において北海道町村議会議長会定期総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

なお、本定例会におきまして広報作成のため隨時写真撮影を行いますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長　これで諸般の報告を終わります。

日程第4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長　前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

1点目ですが、寄附の採納についてであります。去る4月3日に東京都の株式会社サードウェーブ代表取締役社長、尾崎健介様より湧別町まち・ひと・しごと創生推進事業に活用させていただく企業版ふるさと納税としてゲーミングパソコン6台のご寄附の申出をいただき、5月24日にありがたく受納させていただきました。この場をお借りして、ご寄附を賜りました株式会社サードウェーブ様に厚くお礼を申し上げますとともに、ご寄附をいただきましたゲーミングパソコンにつきましては文化センターTOM2階の第1会議室に配置し、湧別高校eスポーツ部の部活動にて活用させていただいておりますほか、町内の小中学生を対象にしたプログラミング教室などeスポーツを通じたデジタル人材の育成及びまちづくりのために有効に活用させていただきたいと存じます。

2点目は、チューリップフェアの結果についてであります。2023かみゆうべつチューリップフェアは、新型コロナウイルスの5類移行を受け、自主的な感染対策を講じた中で実施をいたしました。4月から例年より早い雪解けと温暖な天候な続いたことによりチューリップの生育も順調に進み、5月1日にフラワーリングセレモニーを行い、昨年より8日早い5月3日から有料入園といたしました。その後も好天が続き、10日頃から見頃を迎え、花もちもよく、昨年よりも10日長い26日まで有料入園とし、フェアは31日に閉幕といたしました。この間、来園者の皆様には畠一面、色鮮やかな花の絨毯を楽しんでいただきました。フェア期間中の総入園者数は6万7,000人で、昨年の5万2,000人と比較すると1万5,000人の増、またコロナ前の通常開園を行った令和元年の5万9,000人と比較しても8,000人の増となりました。これは、コロナが明けたことで昨年に引き続き家族連れやカップルなど個人による来園者が増加したことによるとともに、外国人観光客、特に中国を除くアジア圏からの観光ツアーや客が増えたことが大きな要因と推察しております。入園料収入は3,130万円で、昨年の2,190万円と比較して940万円の増、令和元年の2,160万円と比較しても970万円の

増となりました。

フェア中のイベント関係ですが、ふるさとから学ぶ会によるチューリップを愛する会、青年団体協議会による子供向けイベント、JAえんゆう青年部による牛乳の無料配布など多くの団体の皆様によるイベントが開催され、さらには町内小中高生による吹奏楽演奏会と昨年のフェアに続き2回目となる本年1月に湧別町チューリップ応援大使に任命させていただきました半崎美子さんのトーク＆ライブは、あいにくの天候により上湧別中学校体育館での開催になりましたが、半崎さんの歌声に感動を受けたおよそ500人の観客の皆さんで大いに盛り上がりました。フェア期間中は、大勢の方が本町を訪れ、町内で営業されている商店等への経済波及効果にも大きく貢献したものと考えておりますので、今後もチューリップを活用した観光振興を積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

今年も1か月にわたるフェアが無事に終了することができました。出店者の皆様、商工会等の関係団体、そしてフェアの中心になり、運営に当たっていました観光協会に深く感謝とお礼を申し上げてご報告いたします。

3点目は、札幌湧別会総会等への出席についてあります。去る6月3日に札幌市において札幌湧別会の令和5年度総会並びに懇親会が開催されました。38名の会員が出席された総会では、本年度の事業計画や事業予算が提案され、恒例のふるさと交流ゴルフ大会を9月2日に開催を予定しており、さらにふるさと訪問を9月23日の町産業まつりに合わせて実施することになりますので、その際はたくさんの町民の皆様とともに心から歓迎したいと思っているところであります。総会後の懇親会には、東京湧別会から後藤会長が参加され、本町からは村田議長、小形議員、阿部漁協組合長、橋本商工会長、酒井観光協会長並びに4名の課長等とともに私も出席してまいりました。懇親会のアトラクションでは、町のふるさと応援大使でもある徳原海さんが出演され、会場を大いに盛り上げ、ふるさと湧別の話題に花を添え、会員同士の交流、親睦を深められ、楽しい集いを終えました。

次に、4点目でございます。令和4年度建設工事の入札結果についてあります。令和4年度の入札結果についてご報告を申し上げます。総体で134件の入札執行があり、平均落札率は95.93%でありました。令和4年度に執行いたしました入札結果は、別紙のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

17ページをお開き願います。5点目は、国関係工事の発注状況についてあります。工事名、一般国道238号湧別町川西舗装工事。工事場所、川西。請負金額1億5,976万4,000円。請負業者、不二建設株式会社、滝川市であります。規模は舗装工、延長3,240メートル。工期は、令和6年3月15日であります。

6点目は、町関係工事の発注状況についてであります。18ページから20ページまで、9件の工事の発注状況でありますので、お目通しをお願いいたします。
以上、行政報告とさせていただきます。

○議長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、報告第1号について議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 報告第1号 令和4年度湧別町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 本報告の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

以上をもって本報告を終わります。

日程第6、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いをいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

1番、関野君。

○1番 芭露保育所改築工事基本設計委託業務の進捗状況について。

刈田町長におかれましては、令和5年度町政執行方針において幼児教育、保育については老朽化した芭露保育所の改築に向け、基本設計を実施いたします。芭露保育所は、昭和53年に建設してから44年が経過し、建物の老朽化が進んでいることから、未就学児童の幼児教育、保育環境の向上を図るため、改築工事基本設計を実施します。事業費、芭露保育所改築工事基本設計業務委託料776万円と述べておりますが、令和5年3月14日に令和5年度予算を本会議で議決してから既に3か月を経過しております。現在の設計業務委託の進捗状況の説明を求めます。

以上です。

○議長 町長。

○町長 関野議員の芭露保育所改築工事基本設計業務委託の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

芭露保育所改築工事基本設計業務委託につきましては、令和5年5月26日に入札を執行し、札幌市の日本都市設計株式会社と業務委託契約を締結しております。令和5年6月16日に委託事業者と本町担当者との第1回目の打合せを行っております。今後基本設計業務を進めていく中で保護者、地域の皆様などの意見をいただきながら建設地の選定、建物の構造、設備等を決定してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、関野議員への回答といたします。

○議長 1番、関野君。

○1 番 芭露保育所においては、町内の認定こども園も含めて唯一、芭露保育所に父母の会という組織が令和5年度会員17名が存在しております。議会だより第53号、令和5年5月25日発行にも掲載されているとおり、場所についても現在の位置も含め、保護者や地域からの意見をいただきながら検討していく等、令和4年度の父母の会の会長、阿部さん、令和5年度の会長、越智さんにも面談し、お話を伺いましたが、行政から父母の会としての要望、意見聴取の話がいまだ何もないということあります。

このような状況の中で、令和5年5月26日に基本設計に係る業務委託契約が締結しております。町長の答弁で、今後保護者、地域の皆様からの意見をいただきながら建設地の選定等を検討してまいりますと話されております。今日は、父母の会の会員の方も傍聴に来ております。父母の会からもほかの施設を見たこともないとの声があります。園児たちが過ごしやすい町内の施設及び先進地施設の視察も含めて、早急に父母の会との協議の場を設けていただき、よりよい施設ができるように開催の目安も含めて答弁を求めます。

○議長 町長。

○町長 芭露保育所の改築工事の基本設計業務の委託は今言ったとおりでございまして、それに合わせて地域または保護者とその場所及びどういう施設にするかという部分の協議を併せて進めていくということでございます。今の計画は業者とも1回打合せしておりますので、その方法等々も含めて早急にどこまでご案内するかということも含めて進めていく予定としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1 番 できましたら、なるべく早く、いつ頃開催するのか、そういうことを考えているのであれば、お知らせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○議長 町長。

○町長 今の予定では、今月中にご案内をして来月開催ということで今取り進めていることありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1 番 分かりました。ひとつよろしくお願ひいたします。

以上、終わります。

○議 長 1番、関野君の質問が終わりました。

次に、6番、酒井君。

○6 番 私は、北海道銀行中湧別支店の空き店舗についてご質問をさせていただきます。

北海道銀行は、中湧別に店舗を出店して71年近くになります。昨年、令和4年の6月の定例会の町長の行政報告を改めて読み直しますと、4年の1月31日に移転の説明を受け、3月1日には村田議長、橋本商工会長、同席の中で改めて店舗移転の経緯、それからサービスの方向性について詳細な説明を受けております。その後、存続要請も行ったところでございましたが、決定に関しては基本的には変わらないということでございました。町の指定金融機関として長年尽くしていただき、私ども町民にとりましても大いに利用させていただいた金融機関が中湧別から移転をするということにつきましては、私ども大変衝撃を受けたわけでございます。この3月31日をもって移転となりましたが、それ以降の空き店舗の話が聞こえてきません。銀行との話はどう進んでいるのか、町長としては移転後の空き店舗をどう活用するのが望ましいのか、どう考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議 長 町長。

○町 長 酒井議員の北海道銀行中湧別支店の空き店舗についてのご質問にお答えさせていただきます。

北海道銀行中湧別支店につきましては、本年3月31日をもって北見支店に移転されましたが、その際に同行から移転後の空き店舗については競売にかける手続に入ると話がありましたので、私からは中心市街地に見合った店舗活用をお願いをしたところであります。なお、競売手続の進み具合については、今のところ情報の提供はない状況であります。今後、同行より活用方法などについて具体的な相談があれば、その時点で検討してまいりたいと考えてございます。

以上、酒井議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 6番、酒井君。

○6 番 町長の答弁は分かりました。私ども町内に住んでいる者にとっては、特に私は隣が道銀でございますから、うちの店と同じで71年やっておりますが、非常に親しくさせてもらった関係もありまして、3月31日をもっての移転というのは非常に衝撃でございました。特に今、町民の皆さんも御存じのようにバリケードが築かれていますし、しかも正面も後ろもバリケードで、なかなか思うように行っていないような感じになっております。

そこで、私どもとしては、私としてもやっぱり町に積極的に取り組んでいただき、あるいは競売にかけるような手続に入るということでございますから、その辺のこととも含めて町としてはどういうふうに関わっていくのか。道銀のところは一等地でありますて、しかも町民の皆さんも利用していたところでございますから、町民の皆さんは非常に心配している向きもありますし、私自身もすごく心配しているのであります、やっぱり一番あるのは町が関わってきたほうがよいのではないかというふうに思っているものですから、その辺のことをもう少し詳しくお答えいただきたいのと、それからそういう情報を積極的に流していただいて町民にお知らせを願いたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 北海道銀行中湧別支店の閉店に伴う用地というか、建物の活用の部分でございます。

北海道銀行については、議員言われるとおり70年近く中湧別で金融機関として活動をいただいたということで、何とか残したいということで我々も頭取のほうにお願いに行った状況もありますけれども、なかなか現状の中では難しいと。今、道内の北海道銀行の部分、5か所の店舗がたしか閉店されて統合されているというふうに聞いてございます。

空き店舗の問題についても協議というか、お願いをさせていただいておりますけれども、基本的には民間企業でございますので、その財産としての処分が必要だということは聞いてございます。それで、今のところ競売にかけるというような情報はつかんでおりますけれども、それがいつ公示されてどうなるかという部分までは、まだ連絡を受けていないような状況になってございますので、その辺の部分、詳しい情報が分かりましたら関係団体等にもお知らせすることも可能なのかと思いますけれども、民間の企業の持ち物でございますので、その方向性が出た段階でまた検討させていただかなければならないなというふうに考えてございますので、ふだんから中湧別支店、北見にありますけれども、中湧別支店ということで町内に関係者が来ておりますので、そこら辺の方が町にも寄っていく場合もありますので、十分その辺の情報をつかんだ中で対応していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、酒井君の質問が終わりました。

次に、7番、脇坂君。

○7番 私のほうからお聞きしたいと思います。

湧別庁舎等集約化基本構想、住民説明と町長の思いについてお聞きしたいと思います。

現在、集約化基本構想ですが、検討委員会、住民説明、そしてパブリックコ

メントと進んでいるところであります。しかし、残念ながら住民説明会の参加人数が少なく、行政側の考え方、特に執行責任者である町長の思いをしっかりと町民に伝わっていないのではないか、また発言の場所も少ないと感じています。庁舎の新築、集約化、保健センターの新設、防災センターなど改めて構想への町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 町長。

○町 長 脇坂議員の湧別町庁舎等集約化基本構想の住民説明と町長の思いについてのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、湧別町庁舎等集約化基本構想策定の経緯から説明をさせていただきたいと思います。ご承知のとおり、本町は分村して100年目の平成21年10月5日に上湧別町と湧別町の2町が合併し、誕生した町であります。合併当初の役場庁舎の形態は、上湧別庁舎を本庁舎、湧別庁舎を総合支所とする本庁・総合支所方式としてスタートしたところであります。この本庁・総合支所方式は、総務企画部門を除いた部署を両方の庁舎に設置していたため相当数の職員が必要で、退職等による職員の減少に伴い効率的、機能的な運用が難しくなってきたこと、将来の庁舎の在り方は本庁・支所方式が望ましいとの思いから、平成27年9月、町議会定例会において総合支所方式を廃止して分庁舎方式にする議決を受け、平成28年4月より上湧別庁舎または湧別庁舎のどちらかに担当部署を配置する分庁舎方式に変更し、行政運営を行ったところであります。

この分庁舎方式を採用するに当たり、将来的な庁舎の在り方を本庁・支所方式が望ましく、分庁舎方式はその過程であり、合併10年をめどに庁舎の集約化に取り組むとしておりました。その後、合併10年目に当たる令和元年に役場職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、懸案であった庁舎集約化の協議を進展させる予定でしたが、令和2年以降、全世界で感染拡大を見せた新型コロナウイルス感染症の影響により大人数による会議などを開くことが困難となり、また役場庁舎においては執務室での感染拡大を防ぐため、集約とは真逆の分散をしなければならない状況となり、庁舎集約化の協議を進展させることができませんでした。

令和3年11月に私が町長に就任してから町民の利便性の向上、行政の効率化及び防災対策の充実を図るために、また庁舎集約化には欠かせない財源である合併推進債の借入期限が令和6年度に迫ってきたことなどから、令和4年度中に町としての方向性を示すことが町長の責務と考え、庁舎集約化に係る基本構想の策定作業に取り組んだところであります。庁舎の集約化は、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策でありますので、湧別町自治基本条例に定める町民の参加を推し進めるため、令和4年3月町議会定例会において湧別町庁舎等検討委員会条例の制定を議決いただき、昨年6月に町民10名による検討委員会を設置

させていただきました。検討委員会の皆様には、大変お忙しい中、月1回のペースで7回にわたってご審議いただき、令和5年1月30日に答申を受けたところであります。

町議会議員の皆様には、令和5年2月9日開催の議会全員協議会において答申内容の説明をさせていただきました。この中で、町の方針を示す時期の質問があり、早急に示すと回答させていただいたところであります。この間、並行して基本構想の策定作業を進め、最終内部協議を行い、庁舎等検討委員会の思い、考え方を尊重し、本年3月末に湧別町庁舎等集約化基本構想案を策定したところであります。町議会議員の皆様には、令和5年4月19日開催の議会全員協議会で庁舎等集約化基本構想案を説明させていただいたところであります。この後、自治基本条例の規定に基づき4か所での町民説明会の開催、パブリックコメントにより意見の募集を行ったところであります。あわせて、まちづくり懇談会においても庁舎等検討委員会の協議状況の説明をさせていただきました。また、広報、ホームページ等でも情報の提供を行ってきたところであります。このことからも庁舎等検討委員会による審議、町民説明会の開催、パブリックコメントの実施と自治基本条例に定める町民参加の手続を行ってきたと考えているところであります。

私は、今回の庁舎等集約化基本構想の策定は、町民の意見を聴取し、政策に反映するために条例を制定した審議会、庁舎等検討委員会の答申を尊重し、推進することが基本であると考えております。その答申は、1つに庁舎方式を本庁・支所方式とし、業務及び職員を集約する。2つ目に、庁舎集約化の方法は本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築整備すること。その場合、湧別地区、上湧別地区、芭露地区に窓口業務を担う出張所を設置することが望ましいと明記されております。ただし、建設候補地の特定はありませんでしたが、中湧別地区の中湧別小学校用地及び老人憩の家を含む周辺の町有地に建設を望むとの2か所の候補地の意見があります。また、上湧別庁舎を増築改修し、庁舎の集約を図る意見もあったと付記されております。

私は、庁舎等検討委員会の答申を受け、その思い、その考え方を尊重するとともに、平成30年に北海道胆振東部地震が発生し、北海道全域が長時間にわたるブラックアウト、大規模停電に見舞われました。また、昨年末にも豪雪の影響による停電が発生するなど近年の災害の発生状況を見ますと庁舎の事業継続の必要性、災害対策本部機能の充実が不可欠と考えたところであります。防災拠点、デジタル化、省エネルギーへの対応など庁舎を集約することによって改善され、ひいては町民サービスの向上につながりますし、また公共施設再配置実行計画を目標どおり進める上においても庁舎の集約化は欠かせないものと考えております。庁舎等検討委員会の答申のとおり、庁舎方式を本庁・支所方式

とし、庁舎集約化の方法は本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築整備し、湧別地区、上湧別地区、芭露地区に窓口業務を担う出張所を設置することを基本方針と定めさせていただきました。

次に、新庁舎建設候補地の選定に当たっては、庁舎等検討委員会の答申内容をはじめ、災害の影響を受けにくい場所、用地の確保、地方自治法第4条第2項に定める事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならぬとする規定を踏まえ、選定作業に入ったところであります。

まず、用地面積ですが、中湧別小学校用地が4万2,138平方メートル、老人憩の家を含む周辺の町有地が5,200平方メートル、中湧別小学校用地は広く、用地が十分に確保できると判断いたしました。次に考えたのが令和7年3月末で閉校し、用途廃止になる中湧別小学校を有効活用できないか検討いたしました。中湧別小学校は、耐震改修も平成24年に終了しておりますし、施設面積が3,900平方メートルあり、改修も可能です。小学校校舎をそのまま庁舎に改修する案も考えましたが、集約化には面積が不足することが分かりました。検討委員会からは、中湧別地区に庁舎を新築整備とあり、それを尊重しながら新築庁舎から移行できる機能の一部を中湧別小学校校舎に移行することにより新築部分の面積を圧縮して建設費用を削減できるのではないかと考えました。さらには、公共施設再配置実行計画で解体を計画している社会福祉会館、老人憩の家の機能の一部を併せて整備することが可能と考えたところでございます。

以上のことから、本町の中心である中湧別地区で用地面積、既存施設の有効活用等をトータル的に考え、新庁舎の位置を中湧別小学校用地とし、グラウンド側に庁舎機能を有した新庁舎を新築し、令和7年3月に閉校予定の中湧別小学校校舎に防災機能の分散配置、保健福祉センターの配置、子育て支援センターの配置、中湧別児童センターの移転、幼児が体験しながら遊べるスペース、湧別高校魅力化のeスポーツスタジオ、公設塾、木工、陶芸などのサークル活動拠点として閉校後の既存校舎を有効活用したいと考えたところであります。このことにより、中湧別小学校用地に保健福祉、児童支援、湧別高校生の活動支援、社会教育機能などを兼ね備えた複合型防災拠点庁舎として集約する湧別町庁舎等集約化基本構想とさせていただきたいと考えたところであります。

なお、老人憩の家を含む周辺の町有地については、現在庁舎内において職員による中心市街地の活性化を検討するプロジェクトチームを設置して町中の再生、にぎわいの空間づくりなどを検討している状況であります。民間の力を借りながら、町中再生の構想を推進する上で有効な用地となると考えているところでございます。

次に、私の思いですが、庁舎等の集約には町民の皆様も様々なご意見があり、町民説明会、パブリックコメントでのご意見、その他、懇談会等でもご意見を聞いております。将来に負担を残すべきではない、TOM周辺がよい、現在の分庁舎のままでよい、上湧別庁舎を活用すべき、住民投票をすべき、新しい設備があるから検討してはという提言、町の計画案でよいなど様々なご意見があります。これは、それぞれの思いがあり、当然の結果だと思っております。

両町が合併して13年8か月が経過し、その間にも庁舎の在り方には町議会の一般質問、まちづくり懇談会などでも様々な質問、ご意見が出されてきました。庁舎集約化に欠かせない財源である合併推進債の借入れ期限が令和6年度に迫ってきていることなどから、方向性を示さなければならぬと思い、昨年から協議を進めてまいりました。建設候補地の選定には、説明会、パブリックコメント等でも様々な意見があるよう、本町は開拓から140年以上の歴史があり、それぞれの施設、場所に思い入れや思い出があると思います。特に上湧別地区、湧別地区には現在のそれぞれの庁舎、中湧別地区には旧中湧別駅跡にある文化センターTOMがそれぞれの地域のシンボルなのかと私は思ってございます。

合併当初は、上湧別地域、湧別地域、一体感の醸成と均衡ある発展を基本姿勢としてまちづくりが進められてまいりました。今まで一定の成果がありましたが、両地区の均衡ある発展にも限界があります。私は、新しい湧別町として町民が安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現を基本姿勢とさせていただきました。私は、それぞれの地区的シンボル施設を活用することは、本当の意味での一本化は難しく、旧上湧別、旧湧別でない新しい湧別にはならないものと考えているところです。現在のまま既存庁舎を改修して活用することが費用的には安価な方法もあるのかもしれません、30年、50年後の町の将来を見据えたときに、その場所で、新しい場所で若い世代の皆様に新しい湧別のまちづくりに取り組んでもらうことが合併後の新しい湧別になるための最後の試練だと考えておりまして、その方向性を今回示させていただいたところであります。

集約化を行うにも現庁舎を改修、処分するにも大きな費用が必要です。北海道で唯一、新法で合併した本町だけが活用できる権利である合併推進債の借入れ期限内に行動を起こすことが後世に負担を残さないための手段であり、今行政を預かっている私の責務だと思ってございます。町としましては、町民説明会、パブリックコメントのご意見を受け、新庁舎への交通の確保を追加した上で湧別町庁舎等集約化基本構想として策定をしていきたいというふうに考えてございます。誰もが安心、安全を実感できて、にぎわいと親しみの持てる複合型防災拠点庁舎となるよう取り進めてまいりたいと考えてございますので、今後ともご理解とご協力を願い申し上げます。

以上、湧別町庁舎等集約化基本構想に対する私の思いとさせていただきます。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 町長の集約化基本構想の思い、私は重々理解できたかと思っております。建物の位置とか財源については、今も説明もありましたが、この後の特別委員会の報告があると思いますので、触れませんが、私から少し細かい部分2点ほどお聞きして、また町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

まず、保健センターの思いですが、保健師の仕事的にはいろいろな仕事があることは私も理解しております。その一つが子育て支援です。その最初に行う妊娠してから約10か月間、出産してからの幼少期における非常に不安な気持ちの母親の健康状態を相談するということを行っております。現在は、配置の関係上、旧湧別庁舎で行っています。母親が相談に行く、また保健師が家庭訪問に行く、このようなことに対する交通事故などのリスクを少しでも減らせる、それがこの町の中心地である中湧別なのではないかと考えます。

また、次に防災センターについてですが、近年気候変動により大雨や暴風雪など被害が多くなっています。町職員は、災害が発生したり、発生しそうな状況であれば、夜中だろうが、猛吹雪だろうが、停電だろうが庁舎に集合して防災会議を開き、消防や警察と打合せをしながら避難所の開設などを避難者の支援を行っております。私は、一町民としても感謝の念に堪えません。このことからも一分一秒でも早い対応をして救難、救助をすることができるのは、私はこの中心地である中湧別なのではないかと思っております。

このように、役場の職員は公務員ですから、町民から与えられた場所、建物、そこで仕事をする、このことは当たり前なのかもしれません、それだけに町民は環境のよい安全、安心で働く場所を庁舎を造り、十分な住民サービスを受けられるような体制づくりが必要なのではないかと考えております。町長は、集約して職員の安心、安全な職場づくりも行わなければならないという立場ではあると思っております。このようなこと、基本構想をお考えになったと思いますが、その点についても少しお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 町長。

○町長 脇坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

保健福祉センターの整備でございます。現在、保健福祉センターは湧別町栄町にありまして、旧湧別庁舎の一部として今活用しているところであります。現在の保健福祉センター機能というのは、本当に保健福祉、特に健診等を行うには非常に使いやすい施設であります。それに特化した形の中で使わせていただいております。あれをつくった以後、今度は子育て支援が中心にだんだんなってきているという部分がございます。本町においても包括的子育て支援ということで、出産前から、妊娠前からの相談も含めまして、生まれてから小学校

入学するまでの間、最終的には18歳まででございますけれども、いろいろな相談を受けてございます。それを行う場合においては、今本当に湧別庁舎まで行っていただいているという状況でございます。そういう部分を含めて保健福祉、介護、健康も含めて1か所で集約することによって継続的な協議をし、いろいろサービスを提供できるというふうには考えてございますので、その部分も今回の集約化に含めて、全て中心である中湧別に持ってくることによって住民の利便性の向上も図れますし、職員が手厚いサービスもできるというようなことも考えてございますので、それらも含め、今議員が言わされた部分も含めて今の少子化問題を対策するためにも子育て支援に対するサービスを充実していきたいというのが基本でございます。

それと、防災拠点の関係でございます。先ほどの答弁でも述べさせていただいてございますけれども、胆振東部地震、それと昨年の大雪による停電、非常に現在の本町の最低限の発電機能はありますけれども、全部の業務を行う機能は現在持っていないというのが状態でございます。近隣で最近いろいろな部分については、もうそれらの対応をしながら通常の業務ができる、また防災拠点としての機能を発揮できるというような部分であります。現在、庁舎が2つ、3つに分かれています。湧別庁舎とさざ波に教育委員会が行ってございます。昨年の停電、それも胆振東部においても最終的には電話がつながらなくなると。まず、携帯が駄目になりますし、一般電話もつながらなくなると、もう連絡の取りようがなくなるというような部分もございます。そこら辺も含めて、それらのセンターの整備をしていかなければならぬという部分もありますし、今は国からのリエゾン、北海道からのリエゾンも来てまして、それらを全体的で会議する場も必要になってきますし、それらを受け入れる施設も必要になってきます。

あわせて、避難所としての機能も果たさないとならぬということあります。先ほど福祉会館等の解体もありますしということありますけれども、平常時においては会議室として使用することも十分可能でございますので、緊急時ににおいて避難場所または会議をする場所というような整備もすることも可能になってきますので、それらを含めた総合庁舎としての機能を持っていきたいということも頭の中に入れながら今計画をさせていただいているところでございます。そういうことも含めまして、議員言わされた内容について十分精査しながら、その思いを取り入れていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「議長」の声あり)

○議長 4番、村川君。

○4番 6月定例が議案制定されている中で、私のほうから発言するのは

ちょっと違うかなという気もしますが、緊急な問題がございまして、発言の許可をいただきたいというふうに思います。

○議長 取りあえず、一般質問は終わります。

取りあえず、発言してみてください。

○4番 それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、ここで発言をさせていただきますが、湧別町会議規則62条に基づいて緊急質問をいたしたいと思います。

それに対しての趣旨説明を行います。庁舎建設に係る基本構想の疑義についてであります。先般、庁舎建設に係る町民検討委員の方から連絡がありました。基本構想が検討委員会の答申が出され、すぐに配付されたことに対して目を疑ったとのことです。これをどのようにすべきか悩みましたが、疑義を放置しておくことは町の将来に決してよいことではないと連絡をいただきました。検討委員個人の尊厳に関わる大きな問題でありますので、私も連絡をいただいた方の思いを受け、緊急質問をいたします。お取り計らいをお願いいたします。緊急質問というのは災害等、有事等が緊急ということになりますが、基本的にはなりますが、住民の尊厳に関わる問題です。私は、これを緊急質問というふうに捉えましたので、議会の同意をよろしくお願ひいたします。

○議長 暫時休憩いたします。

休憩宣告(11:02)

再開宣言(11:12)

○議長 会議を再開します。

村川議員の基本構想の件についての緊急質問がありましたのですけれども、それを取り上げてよろしいかどうか皆さんにお諮りいたします。緊急質問を認める方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 緊急質問を認めることにします。

村川君。

○4番 本当に6月定例の議案が制定された中で、こういう形になるのは大変申し訳ないというふうには思っておりますが、議長からお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

このたびの町民の検討委員からの連絡で、検討委員会の答申業務が終わり、すぐに基本構想が送られてきたとのことです。検討委員会の答申では、中湧別小学校跡地、文化センターTOM周辺、上湧別庁舎の3案が記載されていましたが、すぐに中湧別小学校跡地へ庁舎を建設するという内容なので、中湧別小学校跡地が決まっていたのではないか悩んでいるということでありました。検討委員会とは形だけのもので、最初から方向が決まっていたのではなかったか

と疑義を晴らしていただきたいと連絡をいただきました。

そこで、検討委員会答申後、すぐに基本構想を配付することができたのは委託業者とどのような進め方をされたのか伺います。

また、なおこの議会中に業者の委託の起案文書から完了までの一連の書類を議員全員に配付願います。よろしくお願ひいたします。

次に、TOM改修の誤った説明についてお聞きします。これは、今まで責任ある町長、副町長からの説明は受けておりません。

次に、TOM改修の誤った説明についてお聞きします。これまでの特別委員会をはじめ、責任ある理事者からの回答はいただけていません。文化センターTOMの改修については、町民から成る検討委員会、町民説明会、議会特別委員会で誤った説明をしてきたものであります。議員へはファクス1本で終わらせているので、本当に庁舎建設に取り組むお考えなら、議員を集め、理事者自ら説明があってしかるべきではないかと思っております。また、検討委員会及び町民説明会では誤った説明をしておき、いまだに何の説明もなく、さらに理解を求める努力をしていないのは町の誠意が全く見えないもので、今後どのように対処するお考えなのかお聞きいたします。

なお、最終的にTOM改修の誤りの責任は大きく、この原因は何だったのか。責任を設計業者に押しつけることなく、お答えいただきたいと思います。

また、基本構想の内容の中で住民重視が一番基本になっているはずなのに、先ほど同僚議員が質問されたように住民のごく一部しか本当に分からぬ状況、なぜもっと幅広く細かく説明できないのか。それらも含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長 暫時休憩いたします。

休憩宣告(11:18)

再開宣言(11:29)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長 村川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。検討委員さんからの答申を受ける前といいますか、受けてすぐ庁舎等集約化基本構想案が送られてきたというような内容で尊厳がという話でございますけれども、基本的に検討委員会さんから答申を受けた内容については庁舎方式を本庁・支所方式とすると。2つ目に、庁舎集約化の方法は本町の中心に位置する中湧別地区に庁舎を新築整備するということが答申内容でございます。そのほかに候補地の選定の答申はありませんでしたけれども、中湧別小学校用地と老人憩の家を含む周辺の町有地に建設を望むという2つの意見があり、附帯意見として現庁舎を活用する案もあるという意見が

付記されていたということでありまして、検討委員会総体の答申としてはその2つの序舎の方式、それと集約化の方法が正式な答申内容でございます。その部分については、附帯意見として付された部分でございますので、検討委員会で場所を選定したということではないというのをご理解をいただければというふうに思ってございます。

そして、その場所については答申を受けた後、我々が検討をさせていただいた中で、先ほども答弁させていただきましたけれども、検討をさせていただいた場所の面積ですか位置ですか、ほかに活用する施設がないかということも含めながら検討をさせていただいて、最終的には3月末頃、町としての構想案を策定させていただいて、4月19日に議会全員協議会に説明をさせていただいてございます。そして、委員さんに送ったのは次の日の4月20日でありますから、答申から約2か月ちょっとたった後の報告でございますので、その進めている最中に決まっていたのではないかというような疑いなのか疑義なのか分かりませんけれども、そういう思いではないということは十分に理解していただければなと思ってございます。

あわせて、その発注業務については6月10日に発注してございます。当然検討委員会にかける資料またはその策定に係る部分については全ての部分、並行して進めさせていただいておりますので、その部分については検討委員会で求められるものですとか、そういうものも含めて進めながら来ているということでありますので、最終的な場所については検討委員さんは当然知りませんし、そこら辺の部分の協議も最終的に聞いている部分では特定な場所を選定しないというのが検討委員会の中の皆さんの考え方だというふうに私はお聞きしてございますので、最終的に場所を決定させていただいたのはあくまでも町側、私どものほうで決定させていただいたということでございますので、まずその点についてはご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目のTOMの改修に当たっての誤った答弁をしたという部分でございます。我々町側の職員においてもTOM自体を改修するのだという思いがちょっと強かった部分もあるのだと思いますし、TOM内部の改修を行った場合については耐震化法が変わったですから、天井の部分を改修しないとならぬということは我々も聞いておりました。だけれども、今回言われている部分が渡り廊下をつないだときに、それが改修に当たるのかどうかということの質問だというふうにはちょっと確認したのですけれども、その部分についてはそのときは当たると言ったのですけれども、北海道のほうに確認したら、それは当たらないということで後々訂正をさせていただいたのですけれども、それがファクスだったというような話を聞いておりましたので、その辺についてはもっとちゃんとした対応をすべきだったということでございます。その部分に

については、謝らせていただきたいというふうに考えてございます。

3点目でございますけれども、説明会をやった、パブリックコメントもやつても人が少ないというのは、そのとおりだと思ってございます。なかなか我々としましては、町の規範である自治基本条例に基づいて町の重要な施策である庁舎の集約化についての協議をさせていただいているわけですから、まず検討委員会の設置を条例で可決していただきましたので、その部分の中で協議をさせていただいてございます。そのほかに説明会、またパブリックコメントということで、一応自治基本条例上には2つの方法を取って複数以上の方法で住民に周知をしてくださいと、住民の参加を促進してくださいということになってございます。それらも踏まえて、機会あるごとにまちづくり懇談会だとか、いろいろな会合においてもそういう協議はさせていただいておりますけれども、なかなか参加していただけないというのが現実であります。

その中で、最終的にどうするのだという部分、構想案等も含めて説明をさせていただいているのですけれども、町の考え方としては集約化をする場合においては、ある程度の大きな用地がある場所と活用できる施設があれば、それを活用しながら新築面積を減らしていきたいと思いますし、あわせて公共施設の再配置で解体されるようなものの一部を機能的に使えるのであれば、それも使っていきたいというようなことも考えながら、最終的な構想案を決めさせていただいて説明をしたわけでございますので、それらが今回の説明会、パブリックコメントを含めましてもいろいろな案があります。なかなか一本化というの非常に難しいのだろうと思ってございますので、それらの部分も含めて町としての考え方は当然お示しさせていただきましたし、それに係る財源についても令和6年が合併推進債の期限だという部分であります。これがもし30億なり40億かかるとなると、10億なり15億のお金が国から交付されるというような財源でありますので、それをみすみす手放す手はないという部分でございますし、道内では本町しかこのお金を使う町はないという部分もありますので、その辺については住民の皆さん、議会の皆様に十分判断いただかなければならぬというふうに考えてございまして、それらを進めていきたいということで今回ご提案をさせて、構想案として最終的に町としては出させていただきたいというふうに考えていて、構想案を取って構想として出させていただきたいと思います。ただ、これがあくまでも構想でありますので、これから基本計画、基本設計、実施設計まで様々なハードルがございまして、それが通った後なのか、通った前なのかは、ちょっとこれからスケジュール的なものも考えないとならぬでしょうけれども、最終的に事務所の位置を移動することは議会の3分の2の議決が必要でございますので、そこら辺がどうなるかというのは、これからいろいろ協議をしていかなければならぬのだろうというふうに考えてご

ざいますので、いずれにしても現庁舎、今の分庁方式のまま現庁舎を使うにしてももう36年過ぎておりますので、これを改修するにしても15億から20億はかかるのだろうと我々は思ってございますので、そこら辺も含めながら今後この庁舎の集約化についてどうしていくかというのは今後の中で進めていかなければならぬ部分だというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいですし、その尊厳の部分でございますけれども、そういう部分でないということだけは議員さん、ご理解をいただきたいと思います。我々としては、もらつたものについては庁舎の位置の選定までは入ってございませんので、それがその前に決まっていたのではないかという部分については全く誤解でありますし、選定委員の皆さんにも大変ご迷惑をかける内容でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、村川君。

○4 番 町長から町長の思い、丁寧に説明をいただきました。その中で一番大事なのは、基本構想にも十分載せてあるように、やっぱり住民の意思の確認、住民の理解なくて物はできないという基本構想から少し外れているのではないかと。というのは、この説明会の問題、それからパブリックコメントですか。これらにしてもインターネットで見れば分かりますよというようなことで、文書化して出してこないと。これ文書を要求した人もいるけれども、ホームページを見てもらえば分かるというような答弁だったということもあります。そういう部分も含めて、やはりこれだけ大きな町の財源を使うという部分は、本来であれば何年後に庁舎を建て替えようと。そして、そのためにはどういう基金を積むのだということから出発して、そして町民の理解を得るということが基本だと思うのですが、推進債、推進債、それにとらわれて、そこばかりに走ってしまったから住民に理解されない部分が大きくあったのだというふうに思っていますし、先ほどの道の建設から説明を受けたように、もう最初からTOMのこと頭にないから、それは住民に説明をしていないという話ではないよというような見解だったと、答弁をいただいていると、そういう感じに受け取れます。これは関係ないでしょうと。けれども、答申は中湧別を推進するというの、それは基本的な問題であるということはもう十分承知です。しかし、そこには中小か、やっぱりTOMの周辺という意見、僕も傍聴していますので、その意見が検討委員会から出ているというのは、はっきり中小という町側の言う意見からTOM周辺にやっぱり造るべきだという意見も同時に提出されていて、僕はどっちに造ろうと、造るという、そういう問題でなくて、まずそこを行く前の住民が本当に理解して、これだけ大きな財源を使うのに、それをきちっと理解させられない行政の在り方にちょっと問題あるというふうに、申し訳ないけれども、私はそういうふうに思っています。

それと、業者です。業者に当時は、検討委員会を設立と同時に業者を発注していますと。一緒にやっていますという説明を受けていたのですが、本当にそうであれば場所の位置も決まっていないのに、それらが業者と進むのかどうか。そして、その検討委員会8回の内容を業者に説明しながら構想案をつくったと。こういう説明を前の会議の中で私は受けていますけれども、これは皆さん方も聞いていますから、その流れがやっぱり不自然ではないのかということが検討委員、そういうことがあるから、我々さえ思うのだから、検討委員さんだってびっくりして、そう思ったのだと私は思います。

これ場所は選定していないと言うものの、議論はしてきているのですよ、検討委員会の中でも。だから、その部分をやっぱりもう少し真摯に受け止めて、やっぱり町側は住民に本当にやることであれば、いろいろ今になってこういう問題が起きないような状態にやっぱり説明を明確にすべきだというふうに思いますが、町長はそれらを含めて今後どのような考え方で住民にも周知徹底、この問題を周知徹底していくのか。時間がないということは、これはもう言い訳なのですよ、はっきり言って。時間はあるのですよ、何ぼでも。推進債を受ける、事業費の90%の40%が推進債です。これもともと庁舎なんていのうは、住民の意向があれば、全部町費で建ててきたのだから、今まで。佐呂間だって今やる。住民が理解を得られれば、何でもできるのです。そこをまずしっかり念頭に置いて答弁をいただきたいと思います。

○議長　町長。

○町長　村川議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の庁舎等集約化基本構想の流れについては、先ほども一般質問で答弁させていただいたとおり、この問題、合併した当初から庁舎の問題についてはいろいろなご質問、ご協議があり、いろいろな場面で話がされておりました。特に行政改革推進委員会等々においても庁舎、学校等々についての検討がされたというふうに私は記憶しているところでございます。そこで、平成28年に分庁舎方式を取り始めたときの議会で、将来的には本庁・支所方式というようなことで進むというような、その中間の方法として分庁舎方式を取るのだというようなことで議会のほうでも議決をいただいて分庁舎方式を取っております。10年後には本庁・支所方式にするというようなことで進んでおりましたが、内部、一部検討を始めた段階においてコロナが出て、なかなか協議ができなかつたということあります。

私の責任の中において、合併推進債がなくてもできるのだと議員おっしゃいますけれども、基本的には90%の4割であっても大きな金額になれば、当然10億、15億のお金が活用できる部分でありますので、それを何もしないで投げるわけにもいかないでしようという部分は、私の責任の中で住民に説明していくか

なければならぬのだろうというふうに考えてございまして、今回こういうふうに一昨年の11月から考えまして、昨年の3月議会において、その前段として自治基本条例に基づく審議会を設置していただいた協議をいただいたという内容でございます。

協議会の内容においては、町から諮問をした内容においては6か所の場所を指定しまして、ご審議をお願いしてくださいということでお願いをしたところであります。その中で、7回の中であそこが駄目、ここが駄目といって、まずは現状のままというのもありましたので、集約化をするということが方向性が出されまして、場所の問題に入って、最終的には先ほど言われたとおり中湧別小学校用地と憩の家周辺の用地の2か所と附帯意見として現上湧別庁舎の増築をしてという意見もあったというように聞いているところであります。

そういうことでありますので、どこも協議していないのではないかではなくて、検討委員会の中ではいろいろな場所、湧別の庁舎もそうですし、ほかの部分を含めて協議をいただいたという内容でございます。その中で、1か所に絞れなかつたというのが検討委員会の中の最終的な回答でありますので、集約化の場所は中湧別という答申を受けて、それを受け町としては最終的に町としての考え方で中湧別小学校跡地と中湧別小学校を活用する案を今回の集約化の基本構想とさせていただいたところであります。この部分について行政の行う部分、当然法律、条例に基づいて町は検討していくわけでありますから、町の規範である自治基本条例に基づいた中で3つの方策を取った中でご意見をお伺いしたのですけれども、議員が思うほどの住民の方が来ていないということであります。意見もいろいろ、様々であります。

そういうことでありますので、最終的には今行政を預かっている私としての考え方として基本構想案を取った基本構想を提案させていただかなければ、その後の審議自体も進まないのではないかというふうに考えてございます。それを今後どう進めていくかということでありますから、これがその後に進めるかどうかというのもこれから私の訴えの仕方なり説明の仕方だというふうに考えてございますので、それらも含めて先ほど一般質問で回答させていただいたとおりに案を取った中で、一部庁舎への交通機能を取り入れながら、構想案でなく構想としてさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。その後の部分については、当然時間的なものもありますし、それを踏まえて説明をするかどうかを含めて、今後最終的な期限というのが、推進債を使わないのであれば期限はありませんから、どこまで行くかという部分もありますけれども、基本的には推進債を使うのであれば9月なり10月にはそれなりの予算をかけなければ次に進んでいけないという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思いますし、先ほど検討委員会と業者の部分というのがあります

けれども、基本的にはあの業者の部分というのは基本構想の策定業務を委託している部分でありますので、その業務の中で検討委員さんに検討いただいている部分の資料も一緒に作ったという内容であります。場所は、基本的にはまだ検討委員会をやっている最中においては場所の選定はされておりませんので、最終的な選定については3月に入ってからでありますと、3月に入って最終的な場所を内部協議をさせていただいて、ここで、この中湧別小学校用地で中湧別小を活用した中で経費を落としながら可能かどうかという部分を判断して決定したという内容でございますので、何が問題かというのはちょっと我々も分からぬのですけれども、住民の参加が少ないとというのは、それは我々もそう思ってございます。ただ、定められている方法としては取らせていただいている部分でありますので、基本的には集約化をして中湧別地区に整備するということの答申を受けて今後進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、村川君。

○4番 重々町長の意思は分かりましたので。

ただ、1つ言えるのは、何回も言うようですけれども、やはり町民基本条例に基づいてと、必ずそれが出てくるのですけれども、基本条例には住民が安心して暮らせるためのしっかりしたことをしなさいよと。当然住民の意見も聞きなさいよということが盛られているので、それが今回では規定の規則でいろんな啓発活動はやりましたよと。だけれども、集まらなかつたのは、来ないのは勝手だと。それは、そうだと思います。しかし、他町村ではやっぱり一生懸命歩いて町民のところを職員が回って周知しているというところもあるのです。だから、そういう意識を、今後何をやるにしてもその意識をしっかり持って進めていきたいと思います。

大変貴重な時間を、飛び入りの質問をする時間をいただきましたこと、本当に大変申し訳なく思っております。私の質問はこれで終わります。

○議長 昼食のため1時まで休憩を取ります。

休憩宣告(11:54)

再開宣言(13:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号 令和5年度湧別町一般会計補正予算。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

10番、山本君。

○10番 2点ほどちょっと確認でお伺いしたいと思います。

1点目は、12ページの一番上のところの商工業振興事業に要する経費300万、これは補正でだと思うのですけれども、当初の件数と補正後の法人と個人の件数なのですけれども、要するに総体すると前回と同じぐらいな件数が増えていくのですけれども、これは当初商工会で出してきた件数というのは検討されていなかったというか、確かな数字でなかったから、これだけの数字が出てきたのか、ちょっと確認したいと思います。

それと、もう一件、14ページ、社会教育費で文化センターに要する経費なのですけれども、TOMとさざ波の経費が燃料費ということですごく差があるのですけれども、この差の要因というのは利用度の差の要因なのでしょうか。

その2点、お伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

中小企業等事業継続支援給付金ですが、北海道が支給する道内事業者等の事業継続緊急支援金、これが今回エネルギー高騰分の上乗せとして北海道と同額

の法人事業者10万円、個人事業者5万円を給付するものであります、先ほど企画財政課長の説明にもありました、当初予定していた法人、個人事業者の大幅な見込み増ということになったことで追加補正をお願いするもので今回ありますが、当初事業者数を見込む段階で北海道の支援金、今回の売上げの減少に合わせてエネルギー高騰分という分に対する支援金ですが、この前の北海道の支援金で原材料価格の高騰分というのがありました。この支援金があったわけですが、この支援金を申請をした事業者数の数を参考に今回積算したところ、今回のエネルギー高騰分という支援金が予想以上にこれによる影響が事業者さん大変大きかったということで見込み数も増えたという状況になったのが追加の理由となっております。結果、当初400万円ということの予算に対しまして、それに近い300万円という追加となったというわけでありますので、今後そのようなことがないように関係機関とも十分に協議して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長　社会教育課長。

○社会教育課長　山本議員の2点のご質問にお答えいたします。

文化センターに要する経費の文化センターTOMとさざ波の管理委託料、燃料費の差が大きいけれども、その理由はということかと思います。議員おっしゃるとおり、TOMとさざ波のこの差というのは燃料費、主となるものはA重油の大きな単価アップが大きな差でございます。あくまでも使用量、年間の計画量、当初の計画量というものがございまして、さざ波につきましては当初の計画量というのが6万2,000リットルだったものに対して実績が4万5,000リットルだったということで、当初計画よりも少なかったということになります。TOMにつきましては、当初の計画が9万6,000リットルに対して実績が9万9,500ということで、当初計画よりも大きかったということになります。当然、当初計画額よりも超えた部分につきましては、その部分は補填の対象となりませんで、あくまでも計画内の部分の単価アップの部分だけを補填対象とさせていただくのですが、TOMの場合につきましては計画を超えて、要は満度まで使用が使われたということが原因です。その理由といたしましては、ワクチン会場としてTOMを1年間で53日利用されております。それに伴いまして、当然利用者も前年度からほぼ倍増ということで2万2,000人だったものが4万人程度に利用者も増えているというようなことで、利用者も増えているというようなことが原因と考えております。

以上でございます。

○議長　4番、村川君。

○4番　12ページの委託料の関係、特段委託料と関係はないのですが、この前、先般数人かで現地を見させてもらって、問題になっているのは今観覧車

の中がさびて穴が空いたまま、去年あちこち直したと思うのですが、穴が空いて、やっぱり観光施設としては不適当だと。やっぱり早いうちにああいうものの修理をするべきだと。その中がそういう状況になっています。それと、あと管理棟の部分の壁が、これももう数年前から話してあったのですが、そのままになっていて、全く観光地としては見ても見づらいというようなこともありますので、それらも含めて今後対応していくべきでないかというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　村川議員のご質問でございます。

ご指摘の観覧車の部分の、観覧車の箱の部分の穴が空いているという部分、それから管理棟の壁の部分ということで、観覧車の部分につきましては指定する遊園地の遊具の毎年の点検を行っていますので、それに基づきまして年次計画を立てて進めているという状況ですので、それにつきましても来年実施するときにその業者と確認を取り合いながら、その実施時期を見きわめていきたいと考えております。それから、管理棟のほうの壁のほうも実際きちんと現地確認しまして、必要であれば予算をお願いして実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長　4番、村川君。

○4番　課長のほうで考えながら進めているということは分かりました。

この観覧車の関係についても、今まで数年前から中にさびが出たまんまになっていたりというのがずっとあって、ずっと話は今までしてきた経過があるのです。それと、管理棟もそのとおりで、必要か必要でないかではなく、やっぱり観光地としてそこは一番目立つところなので、それが観光地としてこれはやっぱりきれいに施設をしているなど来た人が本当に喜ぶような状況にしておかないと、今後検討するようなことでは駄目だと思うのです。やっぱりやるときは、すぐやると。やらないで、あそこのファミリー愛ランドユーを何年か後にすぐ閉鎖するからという予定がきっと立つのであれば、計画がないことも考えられるけれども、何とか継続して施設として残しておくということで今運営事実上やっているので、やっぱりこういうのを早急にやっていくべきだというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　今、村川議員のご指摘のありましたことを十分協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　3番、加藤君。

○3番　1点だけ質問いたします。

8ページの国際交流推進に要する経費267万の計上なのですが、先ほどの説明

ではホワイトコート町25周年、それからニュージーランドというふうにお聞きしております。普通旅費は、町長、職員、2名で258万ということなのですが、25周年というのはあらかじめ決まっていたと思うのですが、当初予算でなくて今回の第2回の定例会で補正をした理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、国際交流費の中でカナダ、ホワイトコートの公式訪問の旅費、それから関係経費を計上させていただいている部分であります。まず周年事業の関係につきましては10年刻みで記念行事ということでこれまでやってきた経過がございます。今年は、たまたま25年ということでございますけれども、過去にも10年、20年という格好で周年行事はやってきたという内容であります。

また、今回ホワイトコートへ行く関係については以前から、世界情勢、コロナの情勢が収まりましてから、以前から協議は予算編成の段階から進めてきたところなのですけれども、相手方との調整がついたのが予算編成後ということでありまして、今回6月の定例会での補正をお願いするという内容でございます。そういうことで、周年事業で行くというわけではなくて、ホワイトコートにつきましてはもう5年、行ったり来たりのことが止まっております。それで、今後のお互い町長もかわり、担当者もかわりということで、今後来年カナダに行く年になりますので、その部分の今後の国際交流の推進について改めて意思を確認させていただきたいという内容でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第3号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号 令和5年度湧別町国民健康保険特別会計補正予

算。

○議長 提案者の説明を求めます。

健康こども課長。

(健康こども課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第4号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第4号 湧別町墓地条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第5号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第5号 湧別地区義務教育学校体育館増築工事（建築主

体工事) 請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣言 (13:55)

再開宣言 (14:05)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第6号から日程第14、議案第8号までにつきましては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号 上湧別地区義務教育学校校舎増築工事(建築主体工事)請負契約の締結について。

議案第7号 上湧別地区義務教育学校校舎増築工事(電気設備工事)請負契約の締結について。

議案第8号 上湧別地区義務教育学校校舎増築工事(機械設備工事)請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから議案第6号から議案第8号について質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第6号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第7号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第8号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については原案のとおり決定いたしました。

日程第15、議案第9号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第9号 公営住宅新築工事（花園団地）請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

4番、村川君。

○4番 花園団地の関係で、大変入居している住民からも喜ばれている状況にあるわけです。

それで、今回この1棟である地域の公営住宅は全部終了ということだというふうに思っているのですが、あの地域の住宅としてまだ住民があれで十分なのか、今後またあの地域の検討をする余地はあるのか。それは、当然希望者にとってのことだと思うのですが、何か考え方があれば、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長 建設課長。

○建設課長 花園団地の整備状況についてのご質問かと思います。

現在のところ、花園団地は6棟18戸の計画を予定しております。この計画につきましては、公営住宅の建て替えとして先ほどもご説明いたしましたが、公営住宅長寿命計画に基づき進めている状況でございます。この計画につきましては、合併後の平成23年度に策定されまして、そして平成28年に見直しを行つておるものでございます。契約の見直しに当たりまして、地域の人口や世帯数などを推計して平成29年から令和8年度までの10年間に整備する公営住宅の構想を定めております。そういった内容で、現在管理している705戸の公営住宅を段階的に619戸に減らしていく計画をこの計画でつくっております。その中で花園団地につきましては、6棟8戸を段階的に計画するということで、その中で6棟中4棟についてはもう既に整備済みで、残りにつきましては今年と来年整備していくという状況になっております。今後につきましては、この令和8年度で終わる公営住宅長寿命化計画、これが策定が8年度で終わりますので、今後につきましては引き続きこの長寿命化計画を今後について内部で検討して、住民の方々の意見等も聞きながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 4番、村川君。

○4番 今丁寧に説明をいただいたのですが、ちょっと聞き漏らした。今年度でこの住宅は全部終わりでなくて、来年と話していましたけれども……ここにあるか。分かりました。来年も予定あるのだね。分かりました。これ来年は、これも3戸ですね。分かりました。すみません。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第16、議案第10号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第10号 公営住宅新築工事（緑町団地）請負契約の締結

について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第17、議案第11号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第11号 芭露第2牧場道路改良工事請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程第18、議案第12号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第12号 財産の取得について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第19、議案第13号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第13号 財産の取得について。

○議長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第20、議案第14号から日程第21、議案第15号までにつきましては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第14号 湧別町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

議案第15号 湧別町の字の区域の変更について。

○議長 提案者の説明を求めます。

水産林務課長。

(水産林務課長提案理由説明)

○議長 これから議案第14号から議案第15号について質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第14号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第15号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(14:44)

再開宣言(14:45)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、同意第1号から日程第46、同意第25号までについては関連性がありますので、一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 湧別町農業委員会委員の任命について。

以下、同意第2号から同意第25号につきましては、同意第1号と同様、湧別町農業委員会委員の任命についてでございますので、朗読を省略させていただきます。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議長 これから同意第1号から同意第25号までについて質疑を行います。

1番、関野君。

○1番 この農業委員の関係でお聞きします。

令和5年3月20日、湧別町農業委員会候補者名の名簿が会長、吉村智之の名前でインターネット上に公表されております。個人による推薦、応募、法人または団体による推薦と3種類の方法がありますが、推薦書様式1号、2号、3号に推薦理由を記載することになっており、私は必須だと思いますが、本日提案の同意第1号から第25号のうち同意番号1番及び3番について、個人からの推薦理由、応募した者の応募理由の記載がない。私は、一番必要と思われる委員としての思いが記載されていない。経歴のみで判断するべきなのか、当議会は何をもって同意するのか、その理由を説明願いたい。

また、農業委員の身分は農業委員会法第4条第2項の規定により非常勤の特別職の地方公務員になっております。自分は、高い認可が求められると思いますが、いかがか。なぜ委員長は、記載のないものをそのまま受理したのか、その説明を願いたい。

以上です。

○議長 今、委員長は除斥中ですので、今の内容からいけば農業委員会の部局から答えてもらったほうがいいのかなと思いますので、そうしたら事務局長。

○農業委員会事務局長 推薦理由の件ですけれども、確かに今回は中間報告、最終報告とホームページで報告させていただきました。その中で、確かに一部推薦の理由が記載がありませんでした。記載がなかったことによって、私どもも記載の要求も確かにしております。しないままであります。今回、定数の25名を超えることもなかったものですから、このまま選考委員のほうで協議をしていただきまして、今回のこの25名の同意を求める経過に至りました。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 1番、関野君。

○1番 不備があったまま受理したのですね。そして、本人にその理由も求めなかつたということですか。お答え願います。

○議長 局長。

○農業委員会事務局長 おっしゃるとおりです。申込みをいただいたときに推薦の理由が無記入でしたが、私のほうで記載忘れだつたのか、あえて書かなかつたのか、確認は取りませんでした。

○議長 1番、関野君。

○1番 今後、もう期限は過ぎましたけれども、推薦理由なり応募理由、

きちっと記載してもらったほうがよろしいと思いますので、その辺は対応できますか。

○議長　局長。

○農業委員会事務局長　今回同意いただきましたら、早速7月の24日、新体制での農業委員の総会を開催いたします。そのときに改めて本人には、この推薦理由が無記入だった経過及び確認はすることは可能ですので、したいと思います。

○議長　もう一回だけいいですか。

○1番　すみません。3回目ですね。ごめんなさい。よろしいです。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

○全員　(なし)

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意第1号から同意第25号までについて、討論を省略し、一括して採決することにご異議ありませんか。

○全員　(異議なし)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第25号までについては討論を省略し、一括して採決することに決定いたしました。

お諮りします。

同意第1号から同意第25号までについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員　(異議なし)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第25号までについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(15:01)

再開宣言(15:10)

○議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第47、新庁舎建設に係る調査特別委員会より報告書が提出されておりますので、委員長から報告願います。

2番、高田君。

(新庁舎建設に係る調査特別委員長報告)

- 議長 以上をもって本報告を終わります。
- 日程第48、意見書案第1号を議題といたします。
- 事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
- 局長。
- 議会事務局長 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。
- 議長 提案者の説明を求めます。

8番、小形君。

(8番趣旨説明)

- 議長 これから質疑を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これから討論を行います。
- 全員 (なし)
- 議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 全員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第49、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することとし、細部については議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

- 全員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は全議員を派遣することとし、細部については議長に一任することに決定いたしました。

日程第50、閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

- 全員 (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、本件は承認することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年第2回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 (15:20)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 下田栄人

湧別町議会 議員 河井純一